

(別 紙)

安全管理者選任時研修の科目の一部免除

- (1) 次の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、安全管理者選任時研修の一部を免除することができること。

免除を受けることができる者	免除する科目
1 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平成元年能力向上教育指針公示第1号）別表1に基づく安全管理者能力向上教育（初任時）を修了した者	安全管理及び安全教育
2 平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者（製造業等）研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了した者	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
3 平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長等教育講師養成講座又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者 <u>※当協会が開催している職長教育等とは異なります。</u>	安全管理及び安全教育

- (2) 一部免除の申請について

免除科目に係る証明書（例・安全管理者能力向上教育修了証、職長教育等教育講師養成講座修了証）の（写）を添付して下さい。

- (3) 科目免除の受講料

1科目につき 3,850円（10%税込）免除。

注1.（安全管理者の選任を要する業種）

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業